

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校等給食費臨時補助金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、町内の幼稚園・小・中学校に通う児童・生徒がいる子育て世帯の経済的負担を軽減するため、物価高騰に伴う給食費の増額分を補助する。 ②町内の幼稚園・小・中学校に通う児童・生徒がいる子育て世帯の給食費負担金の増額分に対する補助金(増額分×在籍する児童の人数×給食数で計算する) ③学校等給食費補助金 16,020千円 幼稚園@60円×児童70人×給食数150回 小学校@70円×児童657人×給食数200回 中学校@90円×生徒344人×給食数200回 ④町内の幼稚園・小・中学校に通う児童・生徒	R7.4	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応高齢者タクシー料金助成事業補助金【R6補正対応分】	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、高齢者の外出機会の確保、移動負担の軽減、町内の公共交通であるタクシーの利用促進を図るため、町内に居住する75歳以上の高齢者に対し、タクシーチケットを交付する。 ②タクシーチケットの印刷経費、郵送経費、利用料補助 ③消耗品費 132千円、郵券料 231千円、高齢者タクシー料金助成事業補助金 12,390千円(@30千円×申請590人×使用率70%) 事業費全体のうち、7,391千円に交付金を充当する。 ④町内に居住する75歳以上の高齢者	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応子育て世帯タクシー料金助成事業補助金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、妊婦及び子育て世帯の通院等に係る経済的な負担の軽減、町内の公共交通であるタクシーの利用促進を図るため、町内に居住する妊婦及び3歳未満の子どもの保護者に対し、タクシーチケットを交付する。 ②タクシーチケットの印刷経費、郵送経費、利用料補助 ③消耗品費 28千円、郵券料 45千円、子育て世帯タクシー料金助成事業補助金 1,725千円(@30千円×申請115人×使用率50%) ④町内に居住する妊婦及び3歳未満の子どもの保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応臨時出産支援金	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、出産に伴う経済的な負担が生じる子育て世帯に対し、経済的負担及び育児への不安を軽減するため、出生した子ども一人あたり30,000円の支援金を支給する。 ②出産支援金 ③支援金 2,100千円(@30千円×70人) ④令和7年度中に出生した子ども	R7.4	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応保育所支援金	①エネルギー・食料品価格等の高騰による負担増を踏まえ、公定価格で運営され、その負担増を利用者等へ転嫁できない町内の認可保育所を運営する事業者に対し、物価高騰による給食費等の増額分や光熱水費の上昇分を補填するための支援金を交付し、保育所運営の負担を軽減するとともに安全・安心で質の高い保育サービスを維持する。 ②認可保育所臨時支援金 ③支援金 4,338千円 給食費上昇分 月額980円×(園児数273人×12月+1人×9月) 光熱水費(電気・ガス代)上昇分 年56,000円×保育室・調理室数20室 ④町内の認可保育所を運営する事業者	R7.8	R8.3
6	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応高齢者タクシー料金助成事業補助金【R7予備費対応分】	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、高齢者の外出機会の確保、移動負担の軽減、町内の公共交通であるタクシーの利用促進を図るため、町内に居住する75歳以上の高齢者に対し、タクシーチケットを交付する。 ②タクシーチケットの印刷経費、郵送経費、利用料補助 ③消耗品費 132千円、郵券料 231千円、高齢者タクシー料金助成事業補助金 12,390千円(@30千円×申請590人×使用率70%) 全体事業費のうち、R6補正予算分の7,391千円を充当した残額(一般財源対応分)の5,362千円の一部に交付金(R7予備費分)750千円を充当する。 ④町内に居住する75歳以上の高齢者	R7.4	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応臨時法外援護費負担金	①エネルギー・食料品価格等の高騰による負担増を踏まえ、町内の認可保育所を運営する事業者に対して、保育料では賄いきれない保育に係る経費のうち保育備品・用品の物価上昇分を支援することで、保護者負担増への転嫁を防ぎ、子育て世帯の経済的負担の軽減と安全・安心で質の高い保育サービスの維持を図る。 ②援護費臨時負担金 ③援護費負担金 362千円 保育備品・用品の物価上昇分 月額110円×(園児数273人×12月+1人×9月) ④町内の認可保育所に通園する園児数に応じて当該保育所を運営する事業者に対して援護費を支給する。	R7.8	R8.3